

秋田県

公文書館だより

第2号 平成7年3月10日



『湯沢絵図』(県C-4)

享保十三年の「町絵図」について

享保六年（一七二一）閏七月廿一日、家老に抜擢された今宮又三郎光冬（後に大学よじすく義透と改名）は、約十三年間にわたって、藩勢調査を主導した。この過程で作成された資料の一つが、「町絵図」である。

「郡村日記」に、この絵図に関することが記載されている。たとえば享保十三年五月廿六日に、「…院内一円之絵図御用ニ御座候間、別紙書付之通出来次第ニ御差出し」とじろあきかりが所預大山若狭に命じられ、「覚」として「内町外町其町々之名記可申候、内町は表間裏間屋敷主、名記可申候」など作図上の留意点が指示されている。この日記には大館に関する記述はないが、当館では、十二所と角間川を除く、大館、松山、刈和野、角館、横手、湯沢、院内の絵図を所蔵している。

なお、『北家御日記』十三年六月五日の条に、絵図のことが記載されているので、この度刊行が始まった『南家御日記』（湯沢図書館蔵）にも、同様の記事が見られると思う。

（古文書課 菊池保男）

歴史調査と公文書館

土肥 稔



公文書館の前身県庁の地下書庫に初めて入ったのは数年前のことである。私たちの町の歴史をまとめた「十文字町史」を刊行することになり、教育委員会の担当者として資料調査のために訪問したのである。どんな所なのかわからず、とにかくわが町の資料があらばとおじゃましたのだが、その資料目録にみる文書の多さに驚かされた。しかも現在整理中でまだまだ膨大な量の文書があるとのこと。しかも作業のため机の上にある統計書などには私たちが求めている記録がいっぱい載っている。歴史を学ぶ者にとってはまさに宝の山。繰り返しては調査させてもらうこととなった。

まもなく「秋田県公文書館」が

新設されることになり、その準備のため、私たちの訪問調査も一時中断せざるを得なかったが、平成五年十一月の公文書館オープンとともに調査再開となった。

新しい公文書館でまぶびっくりしたのが、おびただしい複製本の量である。公文書館には県庁の記録だけでなく、秋田藩から引き継がれた多数の文書が保管されている。いたみが激しい古文書は複製本で閲覧するのが望ましいが、いつの間にかこれだけ作成したのか、とにかく驚かされた。

閲覧や資料を撮影する部屋を貸してもらえたのもうれしかった。なにせ秋田までは遠いので、作業はいきおい短期決戦型の集中作業となる。町史編纂室から数名で出

かけるので、わいわいやって他の閲覧者に迷惑をかけたか、カメラ撮影時の明るさなどが心配だったが、そうした作業のための部屋もあり、また撮影用の照明付き設備もあって、多くの資料を調査したり撮影することができた。おかげで今年秋には「十文字町史」を刊行できる見込みとなったが、それについても公文書館の歴史関係の資料の多さには圧倒された。

公文書館の仕事の大部分は、県庁から送り出されて来る書類を保存するための分別や整理で占められているはずである。歴史関係



公文書館の史料を検討（町史編纂室）

の資料の整理や公開は仕事のごく一部のはずなのに、よくこれだけの作業ができたものだと思う。膨大な量の資料はコンピュータに入力され、きちんとした目録が作られており、さらに古文書の収集や諸記録のマイクロフィルム化も進められている。自分の書類も満足にできない私はただ驚嘆するばかりである。

情報公開の動きが進み、私たちが勤務する自治体でも公文書の整理と保存への関心が高まっている。そのための具体的なモデルは今のところ県の公文書館しかなく、そうした面で注目を集めている施設であるが、私はもう一つ、優れた歴史資料の収集・公開の機関としての面をPRしたい。今のところ公文書館の利用度はまだ高いとは言えないが、現在進められている関係者の地道な努力によって、将来行政や歴史を研究する者の中心施設となっていくと思われる。

利用者の一人として、秋田県公文書館の仕事に対し熱いエールを送りたい。

（十文字町教委 町史係長）

私学四如堂の公益認定

〔明治十三年「学務課勸学係事務簿」〕

ここに紹介する資料は、明治十三年（一八八〇）年の「学務課勸学係事務簿」に収められた起案文書『私立学校四如堂外一校公益認定之件』である。

学制期の秋田県では、公立学校普及のため、私学設置に圧迫と干渉が長らく加えられていた。しかし、明治十二年の教育令により私学への統制が緩まると、秋田県でも私学開設の道が法的に保障され、私学の興隆期を迎えるに至る。

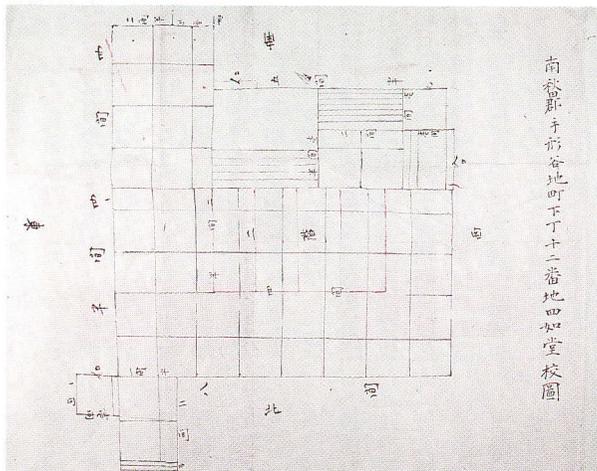
町村の公益たるものと認定された私学には県の補助金が交付された。紹介する文書は、南秋田郡長より申請された四如堂と久成学校の公益認定に関するものである。

両校は共に、明治十三年一月、秋田町に開設された。特に四如堂は、藩政期の黒沢四如、平元謹斎以来の伝統ある漢学塾を高弟西宮藤長が引継ぎ、県の私学統制緩和に応じ再興したものである。

さて、公益認定申請書より四如

堂の経営規模が明らかにできる。
 * 生徒月謝金…高等生一五銭、小学生一〇銭（一家二人以上は半額）
 * 通学区…九町（三四五戸）
 * 一力年予算
 収入（生徒月謝）二二八円

支出
 教員、雑務方給料一六八円（六人分）
 教員助手給料 三六円（三人分）
 炭代 四八円
 営膳費 四五四五〇銭
 書籍代 一〇〇円
 諸雑費 四二四五〇銭
 差引不足 一二二円
 * 生徒数
 （高等生四〇名、上等生一七名、下等生一六三名、女子二名）



四如堂の校舎間取り図

また、四如堂に通学する手形九町（谷地町上町、同下町、新町上町、同下丁、堀端町、休下町、本新町、西新町、東新町）の地図と四如堂の宅地図（手形谷地町下丁十二番地、坪数一反七畝五歩二合一勺）、そして、校舎間取り図が添付されている。

四如堂は、旧藩校教授で県下きっての儒学者である西宮藤長の私塾であり、多くの生徒が入学し周囲の期待も大きかった。だが公文書を調べると、四如堂および久成学校の公益認定には異例の日数が掛かったことがわかる。南秋田郡長の五月一日付申請に対し、県の公益認定がおりのたのは八月十七日である。

申請書の不明瞭な箇所を二度にわたり照会されたためであるが、特に四如堂と久成学校が公立の東郭学校と五巷学校を吸収した事情が問いただされた。

郡長からの回答では、両公立学校が四如堂と久成学校への生徒の流出で有名無実化し、地域の願いで廃校された事情が説明されている。両校の書籍器材が私学に譲渡、貸与されたこと、また、明治七年に県より両校に下与された学資金証書が、戸長、学務委員の手に保管されたことも確認された。

学務課は私学による安易な公立学校吸収の風潮が広まることを危惧し、四如堂と久成学校について厳密に開設事情をたがして一線を引こうとしたと思われる。

（公文書課 柴田知彰）

『御亀鑑』

—— 刊行事業の終了にあたって ——

『御亀鑑』第七巻秋府(二)が完成した。昭和六三年一月の第一巻江府(一)から年一冊ずつ刊行され、平成五年度には刊行事業が秋田図書館から当館に引き継がれた。昭和五二年度後半の翻刻事業の開始から数えると、実に一五年が経過している。

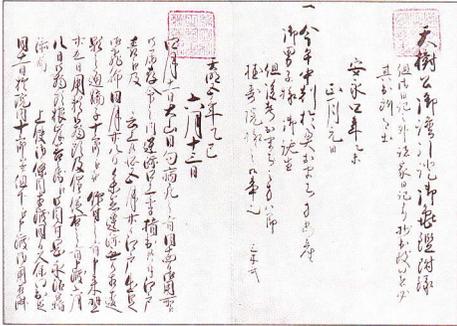
○『御亀鑑』成立の過程

『御亀鑑』は九代秋田藩主佐竹義和の一代記と言われてきた。第一巻刊行後、『秋田図書館報けやき』第一三九号で、『義和公譜』との関係についても若干ふれられていたが、『江府』七九冊(請求記号AS二八九—一八)、『秋府』三六冊(AS二八九—一一)、計一一五冊の『御亀鑑』の成立過程や史料の性格については、はっきりしないことが多かった。

その後、『天樹院様新調御家譜差上候節記録』(AS二八九—一九)の内容から、『御亀鑑』の成立過程や史料の性格を考える手が

かりが得られた。

文化一二年一月二日、記録方右筆筆頭であった岩堀宗六氏応に、佐竹義和の家譜編纂が命ぜられ、病気によって一時停滞したが、天保四年九月二五日に『義和公譜』一〇冊と『御亀鑑』一一五冊完成したことが、記録方大番頭小貫佐渡に報告された。この報告によると、『御亀鑑』一一五冊は、『義和公譜』の引証本として編纂された



『御亀鑑』江府一(右)と秋府一(左)

ものであった。『義和公譜』はその後、記録方総裁や家老の点検を経て、天保五年八月三日、一〇代藩主佐竹義厚に提出された。このことから、『御亀鑑』の史料の性格を考えるうえで、『佐竹家譜』編纂事業のなかに位置づけることが必要であることがわかる。

○『御亀鑑』の巻構成

江戸での事跡を記述したものが「江府」、国元秋田における動静や事跡を記述したものが「秋府」である。

「江府一」の冒頭部分に「天樹公御譜引證御亀鑑附録、但御日記之外諸家日記より抄出致候者必ず其出所を出」とあり、「江府五」の末尾に「天樹院様御家督後之御事跡御亀鑑有り、従是以下不記、附録」とある。つまり、「江府一」から「江府五」までは家督以前の記事であり、一部重複はあるが、八代藩主義敦の死後、天明五年六月一〇日以降の記事が「江府六」以降と「秋府」である。

内容についてくわしく述べる余裕はないが、「秋府」では藩主義和が秋田にいる時は元日の記録がくわしく書かれているが、江戸にいる時は元日の記事がない。また、

『御亀鑑』の巻構成

第1巻	江府1～江府20 (安永4～寛政3)
第2巻	江府21～江府34 (寛政4～寛政9. 4. 5)
第3巻	江府35～江府50 (寛政9. 4. 6～享和3)
第4巻	江府51～江府64 (文化元～文化6)
第5巻	江府65～江府79 (文化7～文化12.12.晦)
第6巻	秋府1～秋府17 (天明5. 6. 13～寛政12)
第7巻	秋府18～秋府36 (享和元～文化12. 7. 7)

文化年間に藩に系図を提出した武士たちの名前が「秋府」の随所にみられる。逆に平沢平角の名前が「江府」の随所にみられる。彼は江戸留守居として幕府と藩の連絡調整にあたった人物である。「江府」と「秋府」に分けていることは、参勤交代の義務を負った大名の記録としてふさわしい巻構成といえよう。

寛政期の秋田藩の藩政改革は高橋日本史の教科書にも出てくるが、この寛政・文化期の秋田藩の情勢を検討するうえで、『御亀鑑』は根本史料であると考えられる。

(古文書課 伊藤勝美)

公文書書庫 収蔵資料の 概要

公文書課が所管している当館の資料を大まかにいえば、戦前公文書、知事部局本庁戦後永年保存文書、同本庁有期限文書、同地方機関の文書、行政資料、八郎潟干拓事業技術関係資料、県労会議文書の七つに区分できます。

現在一応の整理がついて公開しているものは、戦前公文書と行政資料中の各都道府県史、それに八郎潟干拓事業関係資料です。

戦前公文書は、当館に引き継がれるまでは県庁記録書庫に保管されていたものですが、その当時は



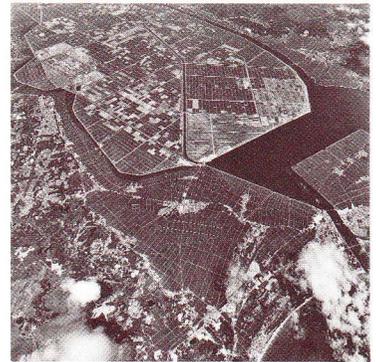
整理中の有期限文書

立ち入りを認められた一部の研究者によって学術的調査研究に活用され、成果が発表されてきたものもありました。しかし、誰もが活用できるようになった今後は、大いに利用の成果が期待できる膨大な資料群です。

戦後永年保存文書は、同じく県庁記録書庫に、本庁の各課ごとに分別保存されていた文書で、半現用文書から非現用文書である歴史資料へと熟成しつつ、整理がつき次第公開されていく日を待っている文書といえます。

本庁の有期限文書と地方機関の文書は、完結の翌年度に文書広報課に引き継がれ、保存期間経過後は公文書館に引き継ぐよう文書管理規程が改正されたことにより、当館に引き継がれたものです。こ

れらの文書のうち、今後不要と判断されたものは、原課所に協議の上廃棄していくこととなります。「未来に、どのような文書を残すか。」の判断(評価選別)は、公文書館としての力量を問われる大きな研究課題ですが、



八郎潟干拓事業技術関係資料
(写真・昭和51年当時)

この分野の文書は、年々膨大な量が搬入されることになるため、評価選別の前提となる整理作業には、最大の人力投入が必要です。

行政資料とは、国・都道府県・市町村の各機関から寄贈される逐次刊行物や図書類のほか、個人や企業・団体からの寄贈刊行物も含めての総称です。現段階では、県政情報室で収蔵していた資料のうちから、秋田県の諸機関の発行にかかるものを除いて引き継いでものが主体です。資料の一端には、明治初年に文部省から各府県あて十部ずつも配付された印刷物で『文部省日誌』というものがあ

り、これは秋田県以外では、長崎山口両県にしか収蔵が確認されていないという貴重本となっています。

八郎潟干拓事業関係資料は、農林省八郎潟干拓調査事務所、同八郎潟干拓事務所、さらに八郎潟新農村建設事業団へと引き継がれてきたもので、八郎潟干拓に関する貴重な技術資料です。当館では、学術的な調査研究のために農林省東北農政局から寄託を受け公開しているもので、旧来の資料目録もあります。検索の利便を考慮して目録の再整理を検討しています。

県労会議文書は、県労会議が連合に吸収されるに当たってこれまでの文書を整理した際、当館に要請があったため引き取ることにした資料で、今後整理が進み公開の時間がくれば、行政・民間の双方から、県内労働運動を振り返る上で貴重な資料になると思われます。以上のほか、県政ニュースや事業映画のフィルムもあり、原本修復による恒久保存化とビデオによる複製資料化を図っております。

(公文書課)

資料保存施設をたずねて

湯沢市立湯沢図書館

秋田県湯沢市内館二七



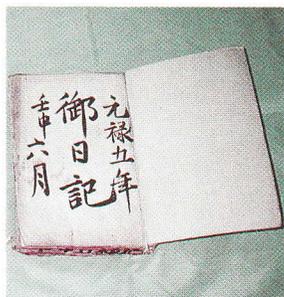
湯沢市立湯沢図書館は、藩政時代の郷校時習書院の跡に建てられました。古文書室には、藩政時代の湯沢に関する古文書が多く保存されています。

湯沢には佐竹一門の南家が所預として配置されましたが、「佐竹南家御日記」(全二七一冊)は、天和二年(一六八二)から慶応四年(一八六八)まで書き継がれています。この史料は湯沢・雄勝地区にとどまらず藩政時代の政治・経済を知るうえで貴重な史料です。湯沢図書館では、御日記の長期保存と研究者の利用拡大を考慮、平成二年度より翻刻刊行事業を始

めました。既に今年平成七年二月に第一巻(天和二年から貞享三年まで)が刊行されています。

湯沢図書館では、御日記の保存と翻刻刊行のため光ディスク機器を導入し、平成三、四年度で登録を完了しました。同時にディスクからコピーで複製本を二組作製し、一組を閲覧提供用としています。

光ディスクには、従来のマイクロフィルムより古文書の運筆がよくわかる等の長所があります。湯沢図書館では、御日記の登録完了後、他の収蔵古文書についても光ディスク登録を行ない、機器の有効利用を行っています。



佐竹南家御日記

—保存の手法—

公文書の中性紙箱による保存

当館では、戦前期の公文書の保存に日本マイクロ社製中性紙保存箱を採用し、これに収納して保存していくことを計画しています。

その理由は、戦前の簿冊は重ね置いての保存向きに作成されたものであるため、近年のように堅牢なファイルに収容された文書と同列に扱うわけにはいかないからです。あいにく当館の書架は、簿冊形態をとっている資料の保存には適切でないため、簿冊の腰折れを防ぐような装備を施す必要があると判断したからです。

ほかに、紙資料の劣化の原因となるチリ、ホコリ、紫外線等の光を防ぐこともできるという利点があり、さらに、酸性紙材料の悪影響を免れるためにも、また、元來人体そのものが資料に大きな悪影響を及ぼす存在でもありますので、日常、資料にもっとも接近して作業している職員から資料を護る上で有効な対策であることも、やはり保存箱の効用の一面です。



明治期の簿冊の保存

箱一個の価格が千数百円で、総体でかなりの費用になることが難点ですが、資料保護のため、書庫の温湿度管理に二十四時間空調を運転している費用などに対比してみれば、十年以上買い替えを必要としない保存箱の費用は妥当なものかなと思います。

保存箱に収納した状態で保存していくためには、利用客の閲覧に供する場合を除いて頻繁な出し入れをしないで済むように、収納する以前にその簿冊の概要調査が済んでいることが前提になります。そこで、保存箱外面の識別表示作業と、簿冊概要調査の作業とが平行して進行するよう準備中です。

(公文書課)

公文書館懇談会 の状況について

平成六年十一月十七日館内多目的ホールで、末尾の諸氏のご参加を得て、公文書館に関する懇談会を開催しました。たくさんのご提言をいただきましたが、そのなかのいくつかには、次のようなものがありました。

○公文書の収集では、手続きの正統性よりも歴史史料としての内容で判断すべき。○土木・建築の設計図はぜひ保存を。○公文書の検索システムを、件名目録まで、そして図書館同様コンピュータ検索化まで進めるべき。○古文書の場合県内の中央文書（もんじょ）センターの役割を果たすべき。○古文書の旧図書館時代の目録では検索が不便なので再整備を。○公文書館で翻刻刊行した史料は一般書店でも販売を。

出席者氏名（所属および敬称略）
板橋範芳、菊池勝俊、佐藤尚武、塩谷順耳、鈴木達郎、土肥稔、中田好彦、堀野一男、渡辺英夫

平成七年度

古文書解読講座のご案内

秋田県公文書館では、左記の要領で、古文書解読講座を開催いたします。

一、入門講座

この講座は、昨年度の「初めて学ぶ方のための古文書解読講座」を改称したもので、主として当館所蔵の近世文書を使って、古文書解読の基礎的・基本的ことがらについて学び、古文書を学ぶ楽しさや意義について理解していただきたいと思えます。また、古文書及び公文書の保存と活用の重要性についても理解していただきたいと思えます。

日時 八月二日（講座①・②）

三日（講座③・④）

四日（講座⑤・⑥）

午前九時半から一二時まで

会場 秋田県公文書館（三階多目的ホール）

講師 当館職員が担当します

定員 五〇名

申込方法 往復はがきに住所・氏

名を明記の上、個人でお申し込みください。返信用のはがきを受講者カードとします。

必ず往復はがきをお願いします。なお、会場の都合により定員に達した場合には受付を締め切らせていただきます。

申込先 ☎〇一〇 秋田市山王新町一四一三一 秋田県公文書館 古文書解読講座（入門講座係）

申込受付期間

六月二六日～七月一〇日

経費その他 参加料は無料です。当日受講者カードを受付に提出してください。

講座① 近世文書の文体（候文）の特色を知る。

講座② 近世文書に類出する漢文的な用例と用語を知る。

講座③ 特色ある当て字の用例と異体字の例を知る。

講座④ 演習 近世文書を読む

講座⑤ 演習 近世文書を読む

（国典類抄・御龜鑑）

講座⑥ 講義 古文書の保存と活用について。

二、専修講座

この講座は、昨年度までの「古文書解読研究会」を発展させたもので、主として当館所蔵の近世文書を使って、歴史の実証的な方法を学ぶとともに、古文書及び公文書の保存と活用の重要性についても理解していただきたいと思えます。

詳細については「公文書館だより」第三号でご案内いたします。

（古文書課 伊藤勝美）



6年度 実施風景

公文書館平成七年度の事業

◎総合的事項

- ・『事業年報』第二号の発行
(六月)

- ・館報「公文書館だより」の発行(九月下旬、三月下旬)
- ・特別整理期間による休館(九月二十四日～十月八日)
- ・書庫燻蒸(九月二十二日～二十七日)
- ・『研究紀要』第二号の発行
(平成八年三月)
- ・平成八年度全史料協大会地元開催の準備検討(通年)

◎公文書課関係

- ・公文書(第一次目録)、行政資料の目録整備作業(通年)
- ・公文書・行政資料公開冊数の追加
- ・公文書の引き継ぎ(六月)
- ・県政映画の補修恒久保存とビデオ化(七月～九月)
- ・企画展示―主題未定(八月十六日～九月十六日、二回目十月二十～十一月十日館内特別展示室)
- ・中性紙保存箱による保存の追加(十一月)

◎古文書課関係

- ・貴重資料のマイクロフィルム撮影(十月～十二月)
- ・所蔵古文書の統一目録整備及び整理促進並びに中性紙封筒及びダンボール箱への収納配架の促進(通年)
- ・翻刻事業『北家御日記』及び同過年度分照合事業(通年)
- ・翻刻活字の刊行新シリーズ『渋江和光日記』第一巻(全十二巻)の発行(発注五月、校正七月～一月、刊行二月)
- ・現地古文書の所在・保存状況調査とマイクロフィルム収集(六、九、一月)
- ・県内市町村史料保存関係機関担当者会議・研修(六月二十三日館内多目的ホール)
- ・古文書入門講座の開催(八月二～四日館内多目的ホール募集人員五十名)
- ・古絵図の複製(八月～九月)
- ・古文書の修復、複製(十月～三月)
- ・古文書専修講座(十一月二十日～二十一日館内多目的ホール)

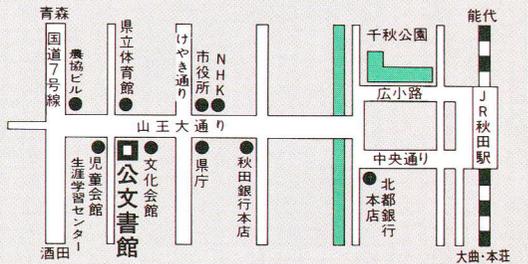
公文書館利用案内

○開館時間

平日 9:00～19:00
土・日曜日 9:00～17:00

○休館日

- ・国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日(毎月第3日曜日の翌日除く)
- ・毎月第3日曜日
- ・資料整理日(月の初日)
- ・特別整理期間(8月～10月中の15日間)
- ・年末年始(12月28日～1月3日)



* 編集後記

本号は、「トップ」の湯沢町絵図の紹介、十文字町教委の土肥さんの「利用者の声」、湯沢図書館の訪問、及び同館の長編佐竹南家御日記の翻刻活字本第一巻の発刊を紹介した「資料保存施設をたずねて」で、県南特集号の趣きになっ
てしまいました。

とくに、全国的にみても評価に値すると思われる、長編翻刻本の発刊に踏み切られた市教委当局の

意識の高さに敬意を表したいと思
います。毎年度でなくとも継続さ
れていくことを願わずにいられま
せん。

公文書館だより 第二号
平成七年三月十日発行
編集発行 秋田県公文書館
(表紙題字 寿松木 毅)
〒〇一〇〇
秋田市山王新町一四一三二
☎(〇一八八)六六一八三〇一
印刷 太陽印刷株式会社